

札幌地方裁判所岩内支部民事1係御中

事件番号令和7年(ワ)第4号

口頭弁論期日令和7年6月6日(金)午前11時00分

事件名 債務不存在確認等請求事件

原告 ■■■■■、■■■■■

被告 野村一也

準備書面

2025(R7)年7月31日

〒048-1326 北海道磯谷郡蘭越町富岡 1035-3

被告 野村一也

第1 請求の原因に対する認否

1 「1 原告■■■■■の被告に対する損害賠償請求について」

(1) 「(1) スキー場における～」について

「ア 事故発生日時」は認める

「イ 事故発生場所」は認める

「ウ 事故当事者」は認める

「エ 事故状況等」

第1段落「原告■■■■■は上記～」は認める。

第2段落「原告■■■■■は原告■■■■■に先行して～」は認める。

第3段落「一方で～」は認める。

第4段落「被告はゲレンデを右から～」より後は争う。その余は認める。

(2) 「(2) 不法行為」について

ア 原告らが主張する注意義務より優先する注意義務として「上方滑走者の注意

義務」が存在する。

平成7年3月10日最高裁判所第2小法廷判決／平成6年（オ）第244号が、スキー場において上方から滑降する者は、前方を注視し、下方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度及び進路を選択して滑走すべき注意義務を負うものというべきであると判示した後、当該最高裁の判断を引用しつつ、具体的な判断がなされている事例が見受けられる。

別途提出予定の動画によれば、本件事故が、原告らが高速で滑走することにより、「上方滑走者の注意義務」を怠ったことを主たる要因として発生したことは明白であり、被告らの主張は失当である。

(3) 「(3) 不法行為」について

被告らが証拠として提出したのは、傷害を示す診断書でなく、領収書であって、すなわち受傷の事実を示すものではない。

一方、原告■■■と原告■■■は、事故後4月5日にモイワスキー場で開催されたモイワカップの大回転競技に出場し、原告■■■は47秒49のタイムで完走し、原告■■■はDFと記録された。この事実は、虚偽の受傷による詐欺を疑わせるものである。

2 「2 債務の不存在確認について」

(1) 「(1) 本件事故について」および「(2) 恐喝未遂について」

原告らの主張は、事実と異なっている。実際は、被告が事故当初より紳士的な話し合いを何度も求めたにも関わらず、原告らが拒絶し続けた。このことは、反訴または別訴にて主張する。

第2 反訴または別訴

本準備書面で主張した証拠は、追って、反訴または別訴にまとめて提出

する。

なお反訴または別訴については、本件訴訟と併合することを求める。

以上